

4 アルバイト規定

(1) アルバイトの意義

高校生におけるアルバイト、働くことの尊さや社会人としてのマナーを学び、お金の大切さを知るなどのメリットがある。しかし、その反面、学業に支障が出たり、生活態度が乱れるなどのデメリットがある。高校生の本分は勉強することであり、卒業後の進路実現に向け充実した学校生活を送ることが重要である。

(2) 長期アルバイトについて ※通年で実施するアルバイト

① 長期アルバイトの実施

定められた条件をすべて満たし、証明書を発行された者は、アルバイトを実施することができる。ただし、授業日のアルバイトは実施できない。

長期休業中においては、平日の実施も可能であるが、学校での諸活動の妨げにならないよう、計画的に実施する。

無断でのアルバイトは認めない。

② 長期アルバイトの実施条件

- ア 成績不振科目（赤点）がない
(※赤点が付いた時点で長期アルバイトは認めない)
- イ 特別指導を受けていない
(※特別指導に該当した時点で長期アルバイトは認めない)
- ウ 学校生活全般において問題となる言動等がない
- エ 申請書提出までに担任と保護者の間で連絡が取れている
- オ 長期休業中も含め、通年で計画的に実施する
- カ 1年生においては夏期休業からとする

③ 長期アルバイトの遵守事項

- ア 学校生活を最優先とし、生活の乱れに繋がるようなアルバイトはしない
- イ 授業日のアルバイトは絶対にしない
- ウ 担任と相談後、申請書に必要事項を記入し、担任に提出
(その後証明書発行)
- エ 自宅より通勤できないものや宿泊を伴うものは禁止とする
- オ 県外で行うものは禁止とする
- カ 主に酒類を提供する飲食店や娯楽施設、風俗営業に該当する店舗では働かない
- キ 定期試験一週間前から試験最終日まではアルバイトを実施しない
- ク 就業時間は午後8時までとする（午後9時までには帰宅する）
- ケ 年度末に必ず報告書を提出する

(3) 短期アルバイトについて ※春・夏・冬期休業中のみの実施

① 短期アルバイトの実施

短期アルバイトについては、次に挙げる実施条件を満たせば実施をすることができる
無断でのアルバイトは認めない

② 短期アルバイト実施条件

ア 成績が不振でない者

(その学期の成績不振科目が3科目以上ある者は許可しない)

イ 特別指導期間中でない者

ウ 生活態度等に問題がない者

③ 短期アルバイトの遵守事項

ア 自宅より通勤できないものや宿泊を伴うものは禁止とする

イ 主に酒類を提供する飲食店や娯楽施設、風俗営業に該当する店舗では働かない

ウ 就業時間は午後8時までとする(午後9時までには帰宅する。)

エ 県外で行うものは禁止とする

オ 就業日数は夏期休業が30日以内、春・冬期休業は14日以内とする

カ アルバイト希望者は保護者とクラス担任の了解を得た上でアルバイト届を提出

キ 学校行事、部活動に支障をきたさない範囲で実施する

ク アルバイト実施後は報告書を必ず提出する

(4) アルバイト規程の違反について

アルバイト規程の違反が発覚した場合、事実確認後、生活指導係で特別指導を含めた指導を審議する。

(5) その他

アルバイト実施中の責任はすべてを保護者が持つものとする。